毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
7月19日
（火曜日）

目次

○規則
災害救助法施行細則の一部を改正する規則（厚政課）……一
○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……二
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……四
平成十七年産水稲の指定種子生産ほ場の指定（生産流通課）……六
平成十七年産大豆の指定種子生産ほ場の指定（生産流通課）……六
土地改良事業計画変更の認可（農村整備課）……七
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施（畜産課）……七
保安林予定森林（森林整備課）……七
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査（二件）（住宅課）……八
○公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）（県民生活課）……九
換地処分の届出（農村整備課）……一〇
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……一〇
○公安委公告
一般競争入札の実施……一一
○雑報
公文書の開示の状況の公表……一二
個人情報の開示及び訂正の状況の公表……一三

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二井関成

山口県規則第百号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十六年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記一の一の2の㈡中「二百四十三万三千円」を「二百三十八万五千円」に改め、別記一の一の2中㈥を㈦とし、㈤を㈥とし、㈣の次に次のように加える。

㈤　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを行い、㈠に掲げる者をこれに収容することができる。

別記一の六の2中「五十一万九千円」を「五十一万円」に改め、別記一の八の1中「及び中学校生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む」を「（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校生徒等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生をいう」に改め、別記一の八の3の㈠中「教科書の発行に関する臨時措置法」を「小学校児童及び中学校生徒にあつては教科書の発行に関する臨時措置法」に改め、「実費相当額」の下に「、高等学校生徒等にあつては正規の課程において使用する教材を給与するための実費相当額」を加え、別記一の八の3の㈡中「四千四百円」の下に「、高等学校生徒等にあつては一人につき四千八百円」を加える。

別記第一号様式の注、別記第二号様式の注、別記第三号様式の注、別記第四号様式の注、別記第五号様式の注及び別記第八号様式の注を次のように改める。

注　この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により厚生労働大臣に審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

山口県告示第四百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年七月十九日から同年八月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　東洋鋼鈑株式会社

住　　所　東京都千代田区四番町二番地一二

二　工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　東洋鋼鈑株式会社下松工場

所在地　下松市大字東豊井一三〇二番地の一

三　特定施設に関する事項

(一)　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法		
	能力（t／月）	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
六一－ハ	一六	平成一七、九、一	平成一七、一〇、一五	平成一七、一〇、一五	連続	二四時間	変動なし
六六	二六〇	平成一七、一〇、一	平成一八、四、一	平成一八、四、一	〃	〃	〃

備考　「六一－ハ」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設及び同表第六十六号の電気めっき施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
六一―ハ	七	五〜九	三	五	五	一〇	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	五	七
六六	九	三〜一一	一五	二〇	二〇	三〇	〃	〃	〃	〃	一、八〇〇	二、一〇〇

備考　(一)の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（m³／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
還元処理施設	コンクリート製	五〇、〇〇〇	還元	連続	二四時間	変動なし	（既設）		
中和・凝集沈殿処理施設	〃	八〇、〇〇〇	中和・凝集沈殿	〃	〃	〃			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値											汚水等の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
還元処理施設	処理前	三	二・三〜三・八	一五	二三	二三	五六	検出せず	五・九	九・四	六・二	一〇・二	三八、四五一	四五、一八二
	処理後	〃	〃	〃	〃	二〇	五一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中和・凝集沈殿処理施設	処理前	六	三〜一〇・五	二〇	三〇	一〇六	二〇六	三九	三・九	六	四・一	九・二	六五、一二三	七七、一六八
	処理後	七・五	五〜九	一三	一九	一〇	三〇	五	〃	〃	二・三	五・二	〃	〃

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排出水の汚染状態の値											排出水の一日当たりの量（㎥）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No.1排水口	七・五	五～九	一三	一九	一〇	三〇	五	三・九	六	二・三	五・二	六五、一二三	七七、一六八
No.2排水口	〃	七～八	一	二	二	五	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〇	一、〇〇〇
No.3排水口	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇

山口県告示第四百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年七月十九日から同年八月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　申請者の氏名又は名称及び住所
　氏名又は名称　東洋鋼鈑株式会社
　住　　所　東京都千代田区四番町二番地一二

二　工場又は事業場の名称及び所在地
　名　称　東洋鋼鈑株式会社下松工場
　所在地　下松市大字東豊井一三〇二番地の一

三　特定施設の種類
　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四　変更しようとする事項の内容
　排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	項目	水素イオン濃度（水素指数） 通常	水素イオン濃度（水素指数） 最大	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 通常	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 最大	浮遊物質量（mg／ℓ） 通常	浮遊物質量（mg／ℓ） 最大	窒素（mg／ℓ） 通常	窒素（mg／ℓ） 最大	燐（mg／ℓ） 通常	燐（mg／ℓ） 最大	汚水等の一日当たりの量（m³） 通常	汚水等の一日当たりの量（m³） 最大
七四	変更前	三	二・三〜三・八	一五	二三	二〇	五一	五・九	九・四	六・二	一〇・二	三六、五九一	四三、〇一二
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三八、四五一	四五、一八二
〃	変更前	七・五	五〜九	一三	一九	一〇	三〇	三・九	六	二・六	五・二	六二、九五三	七四、六二八
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・三	〃	六五、一二三	七七、一六八

備考　「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		水素イオン濃度（水素指数） 通常	水素イオン濃度（水素指数） 最大	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 通常	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 最大	浮遊物質量（mg／ℓ） 通常	浮遊物質量（mg／ℓ） 最大	鉱油類（mg／ℓ） 最大	窒素（mg／ℓ） 通常	窒素（mg／ℓ） 最大	燐（mg／ℓ） 通常	燐（mg／ℓ） 最大	汚水等の一日当たりの量（m³） 通常	汚水等の一日当たりの量（m³） 最大
加圧浮上処理施設	処理前	変更前	一一・六	一〇〜一二・五	七四	一一〇	一八七	三四一	四三	検出せず	検出せず	七・七	九・八	七、八八五	九、五八〇
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八、〇一〇	九、七三〇
	処理後	変更前	〃	〃	三七	五六	一八	三四	二〇	〃	〃	〃	〃	七、八八五	九、五八〇
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八、〇一〇	九、七三〇
還元処理施設	処理前	変更前	三	二・三〜三・八	一五	二三	二三	五六	検出せず	五・九	九・四	六・二	一〇・二	三六、五九一	四三、〇一二
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三八、四五一	四五、一八二
	処理後	変更前	〃	〃	〃	〃	二〇	五一	〃	〃	〃	〃	〃	三六、五九一	四三、〇一二
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三八、四五一	四五、一八二
	処理前	変更前	六	三〜一〇・五	二〇	三〇	一〇六	二〇六	三九	三・九	六	四・七	九・二	六二、九五三	七四、六二八

項目		（変更後）	中和・凝集沈殿処理施設 処理後 変更前	中和・凝集沈殿処理施設 処理後 変更後
水素イオン濃度（水素指数）	通常	〃	七・五	〃
	最大	〃	九〜五	〃
化学的酸素要求量（mg／ℓ）	通常	〃	一三	〃
	最大	〃	一九	〃
浮遊物質量（mg／ℓ）	通常	〃	一〇	〃
	最大	〃	三〇	〃
鉱油類（mg／ℓ）	最大	〃	五	〃
窒素（mg／ℓ）	通常	〃	〃	〃
	最大	〃	〃	〃
燐（mg／ℓ）	通常	四・一	二・六	二・三
	最大	〃	五・二	〃
排出水の一日当たりの量（㎥）	通常	六五、一二三	六二、九五三	六五、一二三
	最大	七七、一六八	七四、六二八	七七、一六八

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	項目	排出水の汚染状態の値 水素イオン濃度（水素指数） 通常	水素イオン濃度（水素指数） 最大	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 通常	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 最大	浮遊物質量（mg／ℓ） 通常	浮遊物質量（mg／ℓ） 最大	鉱油類（mg／ℓ） 最大	窒素（mg／ℓ） 通常	窒素（mg／ℓ） 最大	燐（mg／ℓ） 通常	燐（mg／ℓ） 最大	排出水の一日当たりの量（㎥） 通常	排出水の一日当たりの量（㎥） 最大
No.1 排水口	変更前	七・五	九〜五	一三	一九	一〇	三〇	五	三・九	六	二・六	五・二	六二、九五三	七四、六二八
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・三	〃	六五、一二三	七七、一六八
No.2 排水口	変更前	〃	八〜七	一	二	二	五	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〇	一、〇〇〇
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
No.3 排水口	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第四百三号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町村の区域内のほ場を平成十七年産の水稲の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林部生産流通課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二井関成

市町村名	面積（アール）
宇部市	四、六八七
萩市	三、五〇四
周南市	五、〇六〇
徳地町	二、七四五

山口県告示第四百四号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町村の区域内のほ場を平成十七年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林部生産流通課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二井関成

市町村名	面積（アール）

宇部市	三一
山口市	六〇〇
阿東町	三四一

山口県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
周南市長穂土地改良区	長穂東部地区	ほ場の整備	平成一七、七、八

山口県告示第四百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

二　区域
山口県全域

三　対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している採卵鶏の羽数が千羽以上である農場において飼養している採卵鶏で、家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

四　期日
平成十七年七月二十五日から同年九月十六日まで

五　検査の方法
血清抗体検査

山口県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　保安林予定森林の所在場所
萩市大字片俣字大持五九九の一（次の図に示す部分に限る。）、五九九の二

二　指定の目的
水源のかん養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林予定森林の所在場所
萩市大字佐々並字舞谷東下郷七九〇、川上字道立山三九一九の二三
山陽小野田市大字鴨庄字沓岳一九八、二一六の一、二一六の二

二　指定の目的
土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第二項の規定により、大内県営住宅（仮称）新築工事（第二工区）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　大内県営住宅（仮称）新築工事（第二工区）

㈠　工事場所　周南市大内町二二番一

㈡　工事の概要

構造	延べ面積	戸数
鉄筋コンクリート造　地上六階建	二、九一四平方メートル	三六戸

二　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

㈠　共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1　建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の㈠の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2　建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3　出資比率が三十パーセント以上であること。

㈡　共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年七月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知（平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあっては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知）を行ったもののうち直近のもの（以下「経営事項審査」という。）の建築一式工事の総合評点又は総合評定値が八百以上であること。

㈢　共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の建築一式工事の総合評点又は総合評定値が七百以上であること。

三　入札参加資格の審査

㈠　共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の㈠に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1　共同企業体協定書の写し

2　経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し

3　特定建設業の許可通知書の写し

4　委任状

㈡　申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

㈢　申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課　山口市滝町一番一号

㈣　申請書等の提出期間及び時間

平成十七年七月二十九日から同年八月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

㈤　入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年八月二十二日までに発送する。

四　その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三―九三三―三八七〇）にすること。

山口県告示第四百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第二項の規定により、赤妻県営住宅バリアフリー改善工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必

要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年七月十九日

山口県知事 二井関成

一 赤妻県営住宅バリアフリー改善工事

㈠ 工事場所 山口市赤妻町地内

㈡ 工事の概要

工種	数量又は戸数
バリアフリー住戸改善工	一〇四戸
階段室型エレベーター設置工	一三基

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

㈠ 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の㈠の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

㈡ 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年七月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知（平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあっては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知）を行ったもののうち直近のもの（以下「経営事項審査」という。）の建築一式工事の総合評点又は総合評定値が八百以上であること。

㈢ 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の建築一式工事の総合評点又は総合評定値が七百以上であること。

三 入札参加資格の審査

㈠ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の㈠に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

㈡ 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

㈢ 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

㈣ 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年七月二十九日から同年八月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

㈤ 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年八月二十三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三—九三三—三八七〇）にすること。

公告

（三九七） 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十七年九月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　申請のあった年月日
平成十七年七月八日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名　　　　称　特定非営利活動法人まちのよそおいネットワーク
代 表 者 の 氏 名　福田　東亞
主たる事務所の所在地　山口市大字黒川一二七七番地の八

（三九八）　特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十七年九月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　申請のあった年月日
平成十七年七月十一日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名　　　　称　特定非営利活動法人田万川地域サポート二一
代 表 者 の 氏 名　津守　洋保
主たる事務所の所在地　萩市大字上田万七一八番地一

（三九九）　換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、玖珂郡美和町長野地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　換地処分をした年月日
平成十七年七月八日
二　換地処分をした権利者数
八十五人

（四〇〇）　開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　開発区域に含まれる地域の名称
防府市大字浜方字古浜
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市新宿通五丁目六番三八号
有限会社中国土地

一　開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武中字下和田
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市大字久米一一七二番地の七
周南総合リサイクル株式会社

一　開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字上中嶋
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字末武上一一三四番地
松村　任祐

一　開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字小野田字七ケ松

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇部市上町一丁目五番二五号
有限会社正和不動産

一　開発区域に含まれる地域の名称
吉敷郡小郡町船倉町
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
吉敷郡小郡町黄金町一一番一〇号
有限会社ナワタ不動産

公安委員会

公告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二　井　関　成

一　入札に付する事項
次に掲げる物品の借入れ
㈠　物品の名称及び数量
警察情報通信ネットワークシステム　一式
㈡　物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
㈢　使用期間
平成十八年二月一日から同年三月三十一日までの間
㈣　使用場所
山口県警察本部警務部情報管理課ほか三十一箇所

二　入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
㈠　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
㈡　地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
㈢　県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十五年山口県告示第三百二十八号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十七年山口県告示第五十九号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について特Ａの等級に格付されている者であること。

三　契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号　山口県警察本部警務部会計課

四　入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五　入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
㈠　記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
㈡　提出場所
山口県警察本部警務部情報管理課
㈢　受領期限
平成十七年八月三十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十七年八月三十一日午後一時）

六　入札を執行する場所及び日時
㈠　場所
山口市滝町一番一号　山口県警察本部入札室
㈡　日時
平成十七年八月三十一日午後一時

七　入札保証金
免除する。

八　無効入札
　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
㈠　入札参加資格のない者がした入札
㈡　記名押印（署名を慣習とする外国人にあっては、自署）のない入札
㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九　落札者の決定方法
　山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十　その他
㈠　契約担当者
　山口県知事　二井　関成
㈡　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
㈢　契約書の作成の要否
　要
㈣　契約保証金
　免除する。
㈤　この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
㈥　詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課（電話〇八三－九三三－〇一一〇内線二四二一）に問い合わせること。

十一　Summary
(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Head Quarters
(2) Nature and quantity of the products to be leased: Police Information and Communication Network System, 1 set
(3) Use term: 1 February to 31 March 2006
(4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Head Quarters and 31 other places
(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Head Quarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi-shi (TEL 083-933-0110)
(6) Time-limit for tender: 5 : 15 P.M. 30 August 2005 (In case of bringing a tender: 1 : 00 P.M. 31 August 2005)

雑報

公文書の開示の状況の公表

　山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十三条の規定により、平成十六年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。
　　平成十七年七月十九日
山口県知事　二　井　関　成

1　公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況
　公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(1)　開示の請求又は申出の件数等
（単位　件）

開示の請求又は申出の件数	処理状況				
	開示	部分開示	非開示	未処理	その他
19,925 (3,739)	1,273 (10)	18,433 (3,699)	91 (30)	81	47

備考　（　）内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2)　実施機関別の内訳
（単位　件）

実施機関の区分		開示の請求又は申出の件数	処理状況				
			開示	部分開示	非開示	未処理	その他
知事	総合政策局	47	27	20	0	0	0
	総務部	128 (1)	1	123 (1)	0	0	4
	地域振興部	69	2	65	0	0	2
	環境生活部	18 (10)	11 (10)	5	0	0	2
	健康福祉部	92	43	46	0	0	3
	商工労働部	0	0	0	0	0	0
	農林部	242	19	186	0	32	5
	水産部	9	0	9	0	0	0
	土木建築部	471 (427)	146	312 (427)	0	0	13

出納局	5	5	0	0	0	0
計	1,081 (438)	254 (10)	766 (428)	0	32	29
議会	32	30	0	0	0	2
教育委員会	270	230	39	1	0	0
選挙管理委員会	146	130	16	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	2	2	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	18,390 (3,301)	625	17,612 (3,271)	90 (30)	49	14
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	4	2	0	0	0	2
計	19,925 (3,739)	1,273 (10)	18,433 (3,699)	91 (30)	81	47

備考　（　）内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

（単位　件）

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘等情報（第1号）	0	0	0
個人情報（第2号）	18,268 (3,698)	91 (30)	18,359 (3,728)
法人等情報（第3号）	3,371 (428)	0	3,371 (428)
犯罪捜査等情報（第4号）	14,475 (3,269)	89	14,564 (3,269)
意思形成過程情報（第5号）	27	0	27
行政運営情報（第6号）	253 (106)	1	254 (106)
協力・信頼関係情報（第7号）	34	89	123
合議制機関等情報（第8号）	0	0	0
合計	36,428 (7,501)	270 (30)	36,698 (7,531)

備考
1　「開示をしない理由の区分」欄の（　）内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
2　「部分開示」欄及び「合計」欄の（　）内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
3　事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。

2　不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

（単位　件）

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答					
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
2 (2)	0	0	0 (1)	0 (1)	0	2

備考　（　）内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示及び訂正の状況の公表

山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第三十九条の規定により、平成十六年度における個人情報の開示及び訂正の状況を次のとおり公表します。

平成十七年七月十九日

山口県知事　二井関成

1　個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等

（単位　件）

開示の請求及び申出の件数		処理状況				
		開示	部分開示	非開示	未処理	その他
開示の請求	286	254	25	0	0	7
開示の申出	333	333	0	0	0	0
合計	619	587	25	0	0	7

(2) 実施機関別の内訳

（単位　件）

実施機関の区分		開示の請求又は申出の件数	処理状況				
			開示	部分開示	非開示	未処理	その他
知事	総合政策局	0	0	0	0	0	0
	総務部	31	31	0	0	0	0
	地域振興部	0	0	0	0	0	0
	環境生活部	11	11	0	0	0	0
	健康福祉部	137	128	2	0	0	7
	商工労働部	30	30	0	0	0	0
	農林部	16	11	5	0	0	0
	水産部	0	0	0	0	0	0
	土木建築部	0	0	0	0	0	0
	出納局	0	0	0	0	0	0
	計	225	211	7	0	0	7
議会		0	0	0	0	0	0
教育委員会		172	154	18	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0
人事委員会		222	222	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0
公営企業管理者		0	0	0	0	0	0
合計		619	587	25	0	0	7

(3) 開示をしない理由の内訳

（単位　件）

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘等情報（第1号）	0	0	0
未成年者情報（第2号）	0	0	0
第三者情報（第3号）	24	0	24
法人等情報（第4号）	0	0	0
犯罪捜査等情報（第5号）	0	0	0
意思形成過程情報（第6号）	0	0	0
評価・選考等情報（第7号）	0	0	0
行政運営情報（第8号）	0	0	0
協力・信頼関係情報（第9号）	1	0	1
合議制機関等情報（第10号）	0	0	0
合計	25	0	25

備考　「開示をしない理由の区分」欄の（　）内は、山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年山口県条例第15号）による改正前の山口県個人情報保護条例第15条の号名である。

2　個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

（単位　件）

訂正の請求の件数	処理状況			
	訂正	非訂正	未処理	その他
0	0	0	0	0

3　不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

（単位　件）

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				取下げ	審査中
	認容	一部認容	棄却	却下		
0	0	0	0	0	0	0

平成十七年七月十九日印刷
平成十七年七月十九日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事
定価一箇月　金二千七百円（送料共）